

# 確定申告書・予定申告書・納付書の 郵送等に関するお知らせ

和歌山県では、法人が申告期限を迎えるに当たり、紙の申告書、納付書等を一齐に郵送していましたが、税務手続のデジタル化の推進に伴い、電子申告の普及や電子納税の利用が全国的に拡大していることを踏まえ、**令和8年11月(令和8年10月決算)以降**、郵送を廃止いたします。

また、この廃止に伴い確定申告や予定申告のお知らせの送付も廃止いたします。そのため、令和9年1月以降は和歌山県税事務所から申告又は納付に関する郵便物は送付されないこととなります(ただし、地方税法で規定された通知を除きます。)

令和8年11月以降は、e L T A Xによる電子申告・電子納税を御活用いただきますようお願いいたします。また、紙での申告や納付を希望される場合は、和歌山県のホームページから必要な様式をダウンロードしていただくことも可能です。

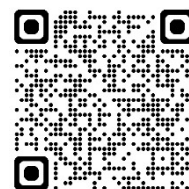
## 1 申告書・別表・納付書をダウンロードし、使用される方

二次元コード又は下記URLのページにあるデータを御活用ください。  
検索方法:「和歌山県税務課」で検索→県税務課ホームページの「申請書等ダウンロード」のアイコンをクリックしてください。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/sinsei/index.html>)

※ ダウンロードができるもの: 申告書・別表・納付書等

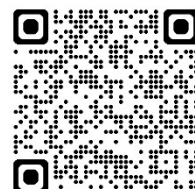
※ 一部を除き、PDF形式での出力となります。



## 2 税率表を確認される方

二次元コード又は下記URLのページにあるデータを御確認ください。  
検索方法:「和歌山県税務課」で検索→県税務課ホームページの「県税のあらまし」をクリック→「法人県民税」又は「法人事業税」をクリックしてください。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/kenzei/houjinjigyo/houjinjigyo.html>)



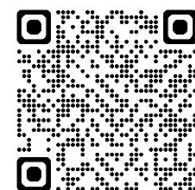
## 3 電子申告・電子納税を利用される方

二次元コード又は下記URLのページを御確認ください。

エルタックス

検索方法:「e L T A X」と検索してください。

(<https://www.eltax.lta.go.jp>)



※ e L T A Xは地方税共同機構が管理するシステムです。

※ e L T A Xによる電子申告又は電子納税のシステムに関する質問は、地方税共同機構(ナビダイヤル:0570-081459)に御確認ください。

※ e L T A XのURL及び地方税共同機構の電話番号について、変更される可能性があります。

和歌山県税務課及び和歌山県税事務所では、e L T A Xによる申告や納税の方法に関するお問い合わせにお答えすることができませんので御了承ください。

◎ パソコンやスマートフォンの操作に不安があるなどの事情により、紙の確定申告書・中間申告書、予定申告書及び納付書の受取又は郵送を希望される方は、裏面のQ3を御確認ください。

## 郵送廃止に関するQ&A

Q1 なぜ、申告書や納付書の郵送サービスをやめるのですか。

⇒ 全国的な地方税務手続のデジタル化の推進に伴い、電子申告の普及や電子納税の利用が全国的に拡大していることを踏まえて廃止するものです。デジタル化は納税者の利便性の向上を目的としているため、電子申告や電子納税を御活用いただきたいと考えています。

Q2 電子申告や電子納税の方法について、教えてください。

⇒ 電子申告や電子納税を行うためには、eLTAxでの手続きが必要となります。

eLTAxに関する問合せは、地方税共同機構（ナビダイヤル：0570-081459）にお願いします。（eLTAxホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp>）

※ eLTAxのURL及び地方税共同機構の電話番号について、変更される可能性があります。

和歌山県税務課及び和歌山県税事務所では、eLTAxによる申告や納税の方法に関するお問い合わせにお答えすることができませんので御了承ください。

Q3 電子申告や電子納税の使用方法がわからない場合や、パソコン若しくはスマートフォンの操作に不安があるなどの事情がある場合、紙の申告書や納付書をもらうことはできますか。

⇒ **（直接の受取を希望する場合）**

次の場所で、受取が可能です。

- (1) 和歌山県税事務所 事業税課 法人グループ
- (2) 紀北・紀中・紀南県税事務所 課税課
- (3) 伊都・日高・東牟婁振興局 総務県民課

⇒ **（郵送を希望する場合）**

下記郵送先に郵便で依頼してください。

郵便封筒には、返信先の宛先及び宛名を記入した**切手付きの返信用封筒**を同封いただくようお願いします。その際、必要な「様式の名称」及び「必要な部数」を、**返信用封筒の表面に朱書き**してください。

なお、返送する際に郵便料金が不足している場合は、追加で不足相当分の郵便切手を郵送していただくこととなりますので、御了承ください。

※ 普通郵便物は土日祝日に配達されないため、返送に必要な日数を考慮して依頼してください。お急ぎの場合は、返信用封筒に速達相当分を上乗せした切手を貼り、速達扱いとなるよう記載をお願いします。

※ 返信用封筒の宛名又は宛先が不明の場合、和歌山県税事務所から確認の電話は行うことができませんので、書き漏れ等がないよう御確認ください。

※ 直接の受取・郵送が可能な様式（いずれも複写式ではありません。）

- (1) 確定申告書・中間申告書、予定申告書
- (2) 納付書
- (3) 欠損金額等及び災害損失金の控除明細書

Q4 前述の返信用封筒に封入される紙の申告書又は納付書には、法人の情報（管理番号、既納付税額等）は印字されていますか。

⇒ 印字されていないので、御自身で必要事項の記入をお願いします。

### <留意事項>

法人の申告及び納付は、地方税法により法人が自主的に行うことが義務付けられています。同法で規定された期日までに申告がない場合は加算金、納付がない場合は延滞金が課されますので、御注意ください。

<お問合せ先・郵送先>  
和歌山県税事務所 事業税課 法人グループ  
郵 送 先：640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県税事務所 事業税課 法人グループ 宛て  
電話番号：073-441-3397（直通）

(返信用封筒記載例)

140	□□□-□□□□	和歌山市○△□□
(朱書き) 納付書 確定申告書 予定申告書	和歌山株式会社 太郎	○
○○○ 枚枚枚	様	□
在中		